

# 特殊詐欺防止用電話機器の購入費用を補助します

深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺防止用電話機器の購入費用の一部を補助します。



■**補助額** 特殊詐欺防止用電話機器の購入費の2分の1、上限は5,000円まで(100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます)

■**補助対象者** 町内に住所を有し、令和4年度に65歳以上となる高齢者のうち、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方

■**申請できる方**

- ▽ 補助対象者本人
- ▽ 補助対象者の3親等以内の親族(町外在住者を含む)
- ※ 補助対象者の日常の世話をしている居宅介護支援事業者、または居宅サービス事業者は、上記の方に代わって申請ができます。

■**対象となる機器**

令和4年4月1日以降に購入した新品の機器で、補助対象者宅に設置した次に該当するもの

- ▽ 固定電話機に取り付け、迷惑電話の着信を自動で判別し、着信を拒否または通知するもの
- ▽ 固定電話に接続するもので、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行うもの
- ▽ 固定電話機で自動応答録音装置などを備え、迷惑電話への対策をするもの
- ※ 公益社団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に掲載されている機器を対象とします。<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>
- ※ スマートフォン、携帯電話は対象外です。



■**申請方法**

次の申請書類を役場防災交通課窓口へ提出してください。

- ▽ 申請書類
  - (1) 補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書  
町ホームページ(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/tokushusagihogyo.html>)からダウンロードできます。役場防災交通課窓口でも配布しています。
  - (2) 領収書の写し
  - (3) 保証書の写しなど、対象となる機器であることが分かるもの(メーカー名、品番が記載されているもの。領収書に記載があれば領収書で構いません)
- ※ 補助金の交付は、1世帯につき1回までです。



■**申請期限** 令和5年2月28日(火)

■**問い合わせ先** 防災交通課交通係 ☎(48) 1111 (内1210)

## 消防広報車をご寄付いただきました



愛知県共済生活協同組合様から、消防広報車(カローラフィールダー)1台をご寄付いただきました。災害時の消防活動支援や避難誘導のための広報活動に活用します。

■**問い合わせ先** 防災交通課防災係 ☎(48) 1111 (内1210)

